

令和5年度の任意継続掛金額については、掛金率等の詳細が決まり次第各所属所あてに通知します。
参考として、令和4年10月時点の算定方法で例示します。

任意継続掛金標準額

次のどちらか低い額

- 退職月のあなたの標準報酬月額
- 全組合員の標準報酬月額の平均額
令和5年度は【410,000円】



掛 金 率

- 短期任意継続掛金率93.20/1000
- 介護任意継続掛金率17.64/1000
- *介護掛金は40歳以上65歳未満が該当
※円未満の端数切捨て

例1

退職月の標準報酬月額が500,000円で、40歳以上65歳未満の場合の任意継続掛金(月額)
短期任意継続掛金 410,000円×93.20/1,000=38,212円
介護任意継続掛金 410,000円×17.64/1,000= 7,232円

合計 45,444円

例2

退職月の標準報酬月額が380,000円で、40歳以上65歳未満の場合の任意継続掛金(月額)
短期任意継続掛金 380,000円×93.20/1,000=35,416円
介護任意継続掛金 380,000円×17.64/1,000= 6,703円

合計 42,119円

なお、掛金の算定は上記に基づいて行われ、前年の年収等によるものではありません。

短期給付事業(医療保険)

現職の組合員とほぼ同様の給付を受けることができます。ただし、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金は給付されません。また、任意継続組合員の資格を取得した後に新たに発生する傷病手当金、出産手当金は給付されません。

保健事業(厚生サービス)

事業名	利用条件等
○健診(人間ドック)事業	利用 でき ます
○特定健康診査・特定保健指導	
○大阪メンタルヘルス総合センターでのメンタルヘルス相談	
○近畿中央病院でのメンタルヘルス相談	
○無料法律相談	
○トレーニング施設利用助成	
○厚生施設宿泊利用補助	利用 でき ませ ん
○会食利用補助	
○長期組合員退職記念事業	
○結婚式場利用補助	
○法要利用補助	
○ベビー用品等配付事業	

